

## 鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会 (鳥取スタイルP P A関連事業の実施事業者等選定委員会) 運営要項

### (運営)

第1条 鳥取スタイルP P Aを推進する事業を実施するにあたり、事業実施者等として最もふさわしい者を公平かつ厳正に選定するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取スタイルP P A関連事業の実施事業者選定委員会)(以下「審査会」という。)を運営する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 「鳥取スタイルP P A関連事業」実施に係る事業者・優先交渉権者の選定に関すること。
- (2) その他、鳥取県知事が必要と認める事項。

### (委員)

第3条 審査会は、鳥取県知事が任命する委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は審査会において、付議された事項について審査を行う。

### (委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、委員の互選より選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名したものがこれに当たる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、任命された日から令和7年3月31日までとする。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

### (解任)

第6条 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、審査会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該委員は議決に参加せず、またその委員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

### (会議)

第7条 審査会の会議は、脱炭素社会推進課長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、集合、書面、W e b又はこれらを併用して開催することができる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。書面開催の場合は、締切日までに審査意見の返送があった委員を出席したものとみなす。W e b開催の場合は、開催時間に会議用W e bサイトにログインした委員を出席したものとみなす。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (審査会の公開)

第8条 審査会は実施に係る事業者等の選定に関する事項を取り扱うため、原則、非公開

とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 委員長が公開することが適当と判断した場合

(利害関係者の取り扱い)

第9条 審査すべき事業者等について、以下に上げる事項に関係する委員は、審査を行わないものとする。

(1) 委員が代表権を有する、長を務める、又は出資等資本関係にある事業者等

(2) 委員本人が担当者となっている事業者等

(3) 委員が構成員となっている事業者等

(4) その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される事業者等

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、脱炭素社会推進課において行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。